

第十四回国会 衆議院 經濟安定委員會會議錄 第十三号

昭和二十六年三月十五日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 岡司 安正君

理事 志田 義信君 理事 多田 勇君

理事 永井 英修君 理事 竹山祐太郎君

理事 勝間田清一君

岩川 興助君 寺本 齋君

細田 榮藏君 宮原幸三郎君

村上 清治君 森 薩君

笹山茂太郎君 森山 欽司君

中崎 敏君

出席政府委員

經濟安定政務次官 小峯 柳多君

經濟安定事務官 平井富三郎君

(總裁官房長) 經濟安定事務官 前谷 重夫君

(産業局長) 經濟安定事務官 渡邊 逸龜君

官(物価庁第一部長) 事務局長 賀屋 正雄君

委員外の出席者 専門員 圓地與四松君

専門員 菅田清治郎君

三月十五日

委員羽田野次郎君辭任につき、その補欠として中村寅太郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十四日

外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會要求に関する件

第一類第十七号 經濟安定委員會會議錄第十三号 昭和二十六年三月十五日

外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)臨時物資需給調整法の改正に関する件

○岡司委員長 ただいまより會議を開きます。

これより昨十四日本委員会に付託されました(内閣提出第一〇六号)外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供し、政府より提案理由の説明を聴取いたします。小峯政府委員。

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第四号中「社債、貸付金債権、株式又は持分」を「社債又は貸付金債権」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 政令で定める場合を除いては、株式又は持分を取得する場合に、その取得の対価が当該取得のために対外支払手段を合法的に交換して得た本邦通貨その他の対外支払手段と同等の価値のあるものでない場合

第十一條第一項中「取得しようとするとき(次項の規定により届け出なければならぬ場合を除く。)」を「(次項に規定する株式又は持分

に該当するものを除く。)を取得しようとするとき」に改め、同條第二項中「該当するものを取得しようとする場合であつて」を「該当し、且つ、」に改め、「受領しようとしな」の下に「ものを取得した」を加え、「あらかじめ」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 その取得が当該法人の財産の増加をもたらす株式又は持分

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十七條第二項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項を次のように改める。

この法律の施行後、政府、地方公共団体その他権限のある者が、外国為替及び外国貿易管理法以外の法律で定める手続に基いて、外国投資家が本邦において適法に所有する財産の全部又は一部を収用し、又は買収した場合において、当該外国投資家が、当該収用又は買収により受領すべき対価に相当する金額の全部又は一部について外国へ向けた支払をしようとするときは、当該外国投資家は、政令で定めるところにより、その旨及び政令で定める事項を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の規定による書面の提出があつたときは、直ちに、当該書面に記載された対価に相当する金額の外国へ向けた支払に必要な外貨資金に関する資料を閣僚會議に提出しなければならぬ。

3 閣僚會議は、前項の規定による資料の提出があつたときは、当該資料に記載された対価に相当する金額の外国へ向けた支払を確保するため、当該対価の受領の日から一年を経過する日までの間必要な資金を外国為替予算に計上しなければならぬ。

第二十四條中「届出をして、又は」を削る。

第二十七條中「して、同項に規定する株式又は持分を取得」を削る。

附則第四項を附則第六項とし、附則第五項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 外国投資家が左に掲げる認可を受けて取得した株式又は持分を、外資委員會規則で定めるところにより、この規定の施行の日から六月以内に行われた申請に基いて外資委員會が指定したものに係る配当金(その指定の日以後に支払われるものに限る。)の外国へ向けた支払は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により認められたものとする。但し、外資委員會が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

一 外国人の財産取得に関する政

令の規定に基き認可

二 前項の規定により第十一條第一項の規定による認可の申請があつたものとみなされて同項の規定に基いてされた認可

5 第八條第一項及び第二項並びに第十四條及び第十五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第八條第一項若しくは第二項又は第十四條中「認可又は許可」又は「認可」とあるのは「指定」と、第十五條第二項中「前項」とあるのは「附則第四項」と読み替へるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○小峯政府委員 ただいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を御説明いたします。

日本經濟の自立と健全な發展をはかり、かつ國際收支の均衡を維持して行くために、国内における資本蓄積の促進と並んで、民間外資の導入が一層促進されることがきわめて必要であることは、あらためて申すまでもありません。政府は昨年外資に関する法律を制定いたしました。民間外資導入を促進するために、外資導入とこれに伴う海外送金に関するわが國の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定めたのであります。

この法律は、御承知のように本邦に

投下された外国資本に伴つて生ずる元本果実の海外送金の保障措置を設けることを骨子としたものであります。が、制定当時のわが国の外貨事情や企業の状態等にかんがみまして、外国資本の投下については、認可または届出の制度をとり、日本経済の自立、発展及び国際收支の改善に寄与するものに限つて投下を認めることとしたのであります。ことに資金的投資のうちで、外国投資家による既存の株式の取得につきましては、当時株価が異常に低かつた事情を考慮いたしまして、その取得が外国投資家の投資計画の一部であり、かつ、その取得の対価が外貨によつて行われる場合に限り認められることとなつてゐるのであります。しかしながら外資に関する法律の第二条にも明らかにされてゐる通り、わが国に対する外国資本の投下は、できる限り自由に認められるべきものであり、届出または認可の制限は、その必要の減少に伴い、逐次緩和または廃止されるべきものでありまして、最近の諸情勢から見ても、これらの制度による制限は漸次これを緩和すべき時期に立ち至つてゐるものと認められるのであります。よつてこの際外資導入をすすめて促進するため、外国投資家の株式取得に関する右の制限を緩和することとした次第であります。

すなわち、一、新たに発行せられる株式の取得につきましては、配当金の海外送金を保障する必要のない場合には認可を要せず、外資委員会に届出れば足りるものとす、また第二、既存の株式の取得につきましては、依然認可制度をとることとしたのであります。が、その取得が外貨または外貨と同等の価値のあるものを対価として行われる場合には、その取得が投資計画の一部でない場合でも、認可し得ることに改めたのであります。なお、これらの措置とともに、外国資本が日本国内で強制的に収用または買収された場合における補償金の海外送金の手続を明確にし、また公平の見地から外資に関する法律の制定以前に、外国人の財産取得に関する政令の規定に基づき、外資委員会の認可を受けた外国人が取得した株式についても、配当金の海外送金を保障する道を開くことが必要であると思われまして、これら株式について再審査し、外資に関する法律で定める基準に照らして妥当と認められるものについては、爾後その配当金の海外送金を保障することとしたのであります。

以上外資に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、概略を御説明致しましたが、何とぞすみやかに御審議の上、御賛成せられるよう切望する次第であります。

○團司委員長 引続き臨時物資需給調整法の改正に関する件を議題に供し、質疑を行います。多田勇君。

○多田委員 物調法の一部を改正する法律案について、先般提案理由の説明があつたのであります。私も最も期待しました自主統制といひますか、民間団体を起用した統制の自主的機構といふことを考えられておつた点が、ほとんど出ていないように思ひます。大臣並びに政務次官は、本委員会でも再三新しい統制方式の実施を考へるという事を言われておつたのであります。が、こゝにいつた民間の機構を活用するところの自主的な統制の方式を、どうして物調法の改正を契機に実施することができなかつたのか、それは今後の政府の統制方式に対する一つの考え方、転換と見るべきか、あるいはまた政府自体は、今後なるべく自主的な統制の方式を活用して行くといふ考えの上になつての改正案をこしらへたのであるか、その点についてはいささか御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小室政府委員 御指摘の通りに、私もこの物調法の改正にあたりましては、今までは趣意を異にした統制の方法を考へまして、その方法として、いわゆる自主統制のような行き方を考へたのであります。しかしこの自主統制をやりますためには、当然に私的独占禁止法に抵触する面が出て参りますし、またそのやり方の内容の事務に關しましては、事業者団体に抵触する点も出て参るものであります。私もこれは經濟憲法である私的独占禁止法、あるいは事業者団体の改正するといふことに關しましては、多少問題もあるように思ふのであります。しかし臨時物資需給調整法における統制の仕方、自主的な統制に持つて行く範囲において抵触する部分を、この法律に限り適用を除外するといふふうな行き方であれば考へていゝものではないかという解釈をとりまして、その折衝をして参つたのであります。ところが關係筋における私的独占禁止法あるいは事業者団体の改正に關する意見は非常に強硬でありまして、その点の折衝が思うようにならなかつたわけでありまして、なおさういふいきさつばかりでなしに、統制の本来の性質は、何といつても國家の権力の經濟への介入であり、実施することが、統制の本質からいへば當然であると思ひます。私もそのやういふ意味の統制をやらなくては濟むという段階に考へておりましたから、実は自主統制のやうなものを一応段階として考へたわけでありまして、それはむづかしいといふふうなことになりました以上、形は政府統制といふふうなことになるにしても、そのやり方に、おのずから最初からねらいまして、たうな精神をくみ込みますために、改正案にもうたつてありますように、民間意識経験者の諮問委員会をつくつて、十分に民間の意見を反映した万全な統制の措置を講じたい。しかもその統制は最小限度ぎりぎりのところまで、必要不可避の場合最小限度に行うという建前をとつておりますから、法文の改正に關するいきさつは以上の通りであります。が、實際の經濟の統制面の現われ方は、最初に私も考へましたものと、内容的にはかわらないもので行けるのだといふふうな考へておる次第であります。

○多田委員 非常に努力された点についてはお察しをしますが、ただ政府が考へておりました自治的な統制への移行といふ点を強度に実施するための一つの行き方が現在とられてゐるのではないかと、それは最近行われた主食の配給機構の問題あるいは砂糖の配給機構の問題、これらが主食につきましては卸団体が民間の機能を活用する、砂糖につきましては元卸団体が民間の機能を活用する線に持つて行かれた、その考え方については同様の意を表する次第でございますが、ただ實際の運用の面に参りますと、單に民間の業者自体が統制物資を扱うことによつて、その統制を円滑に遂行するといふことが非常に困難だといふ実情が、現実に起つて参つておるやうなことも聞いております。たとえば主食にしましては、各府県別の配運運賃といひますか、運賃をきめまして、各府県別に食糧から私渡しをする価格を、まち／＼にいたして行かうといふ考え方のやうでございますが、各府県に参りますと、どうしてもこの運賃を公正にプールのするためには、一つのプールの操作機關を、民間業者自身が持たなければならぬ。あるいは民間業者自体の団体によつて、さういつた操作をすることが現在の場合には許されておりましたので、やむを得ざる措置として、業者個々においてその操作をしなければならぬといふやうなことをしなければならぬと、業者自体、たとえば主食の却壳機關の大半といふものは、主食の小売業者を構成した協同組合なり、あるいはまた株式会社なりで構成されておりました。これは當然事業者団体に抵触する危険性がございまして、これらの非常に危険性のある団体を、こゝにいつたブルのな作業を行わしめるやうな形をとらざるを得ないやうなことになるやうなものでございまして、また砂糖につきましても實際問題としまして、どうして砂糖の元売業者が一つの団体なりを組織して、運賃のプールの機能を活用するといふこと以外に、円滑な配給統制ができていないやうな現状に達しておるものであります。それは物調法の改正により、自主的な統制が

可能であるという一つの見通しのもとに、こういった民間機構への移行を行つたことのように私どもは考えておるのではありませんが、物調法の改正によつて、こういった操作がでないといふようなことになりまふと、主食あるいは砂糖等の民間機構への移行問題も、将来大きな問題として問題化する危険性があるのではないか、こういった点に對して安本当局はどのような考え方をもち、どのような措置をしようといふ御見解であるか、その考え方についてひとつ伺ひたいと思ひます。

○小室政府委員 マル公価格のものを民間に配給するという形のところには今御指摘のような無理が出て来ておると思ひます。私どもはマル公もはずしてまた配給の形も自由にするような形を最善の方法だと考えておりますが、これも環境、条件等に應じてしまつても、ただ理論的、あるいは主義の上で推し進めるといふようなことはいはしたくないと考へるのであります。御指摘のような点で、初めはブル計算は、特別なブルに關する法律のようなものでせめて行けたらと思つたのであります。これも御承知のような段階で關係方面との折衝が得られず、従つてこれまた御指摘のように、物資需給調整法における新しい統制の方式でも行い得るようになりますれば、それが運用できるようになるだらうとも考へておつたのであります。この点も問題があります。従つて今は許される範圍に限つて、食糧特別会計でもつてブルし、あとは業者の自己ブルでやつていただくほか方法はないわけでありまふ。なお詳細の問題は事務當局

から説明いたさしますが、御指摘の点は十分私どもも深い関心を持つておりまして、なお今後も研究を續けて参るつもりであります。

○多田委員 問題は民間機構による自主的な統制の範圍、それに対するその筋の考え方が問題になつて来ると思ふのであります。私どもが今日までいろいろの面で接觸した範圍において、たとえば主食の場合におきまして、たとへば民間機構を活用しなかつても、どうしても民間機構を活用しなければ運賃のブルがでないのだ、主食の配給統制が困難になるのだといふような、はつきりした理由があれば、当然それらの点についても考へなければならぬだらうといふことをはつきり開いておるのであります。ところがたゞ「主食のブルについては、おそろくたゞいま政府が言われまふたような強硬法、あるいは事業者団体法等の問題との接觸なしに、食糧特別会計でやればできるのだ、一つの政府機關でやればできるのだ」といふ考え方のものに、民間団体によるところの特別機關が認められなかつたといふように開いておるのであります。これは自主統制の面でも非常に大きな影響があると思ひますので、主食のブルがどのような理由によつて民間団体で操作することができなかつたのかといふ点について、御説明願へば幸ひだと思ひます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。お話のように公団が廃止になりますと、従来公団がやつておりました運賃ブルが行い得なくなるわけでありまして、当初われ／＼といひましたし、現在公団が行つておりました運賃ブルを、別途の機關で、つまり業者

者の一つの団体によつて行ふ。その場合に二通りございまして、一つの全国的なブルの問題と、それから府県におきますブルの問題と、二つのブルの問題があつたわけでございます。それが、それに対して特別の機關をつくりまして、その特殊の団体によりまして運賃をブルする。その場合に運賃のブルの性質上、どうしても強制加入といふことが必要であつたわけでございます。そこで御承知のようにその強制加入をするといふことが事業者団体法に觸れるといふことで、長らく強制加入の問題において折衝いたしておつたわけでございますが、強制加入が不可能になりました。あとは全国的な段階といたしましては、特別会計でブルする以外にない方はない。府県の場合におきましては、これは現在の事業者団体法の精神の範圍におきまして、府県におきまふブルはある程度認められるのじやなかつたかといふことで、その点もさらに折衝いたしたわけでございますが、これもやはり強制加入といふ点につきまして、事業者団体法の根本精神に觸れるといふことで、実は不可能になつたわけでございます。従ひまして現在いたしましては、全国ブルは結局政府でもつて行わなければならぬ。府県内におきまふブルは強制加入、できる制度はございせんけれども、できるだけ一つ一つの組合でもつて、その範圍内でブルをやつて行く、こういう方法しかないといふことで、現在そういう考へ方で行なつております。

○多田委員 これは業界に今後大きな問題を提供する危険性があるわけでありまふ。と申しますのは、主食の場合

全国の卸売機構に統制されました卸売業者の大半といふものは、小売業者を構成員にした会社のように私どもは聞いておるのです。そういういたしますと、小売業者を構成員にした会社が卸売の活動をするといふことになりまふと、これは当然事業者団体法に抵觸する危険性が十分にあると思ひます。こういった一つの卸売機構をつくるための指導が、これは安本当局に申し上げても筋が違ふかも知れませんが、農林省なりあるいは食糧庁なりが、こういった指導方針のもとに、全国的な卸売機構を設置するといふ行き方を正式にとつたとは思ひきれませんが、大體そういう線に沿つて、混乱のない形において主食の配給統制を、民間機構にスムーズに移して行こうといふ考へ方では、こういう指導方針をとつたようにこれは昨年問題になりました酒の公団の廃止後の酒の販賣業者の問題で、大蔵省の關係者が相當責任を問われたといふような事情も聞いておりますが、こういった形で一般の業者が一つの自主統制の可能性を考へながら、一つの初歩的な行き方をとつて来たといふことは、単に業者だけの責任ではなしに、政府自体が大きな責任を負わなければならぬ問題になるのじやないか。あるいはまたこれが大きな問題になつた場合に、全国的な主食の卸売機構の機能が喪失されるという危険性もあるのじやないか、これらの点については、十分に事業者団体法の適用除外をはかるべき措置を講ずべきであつたのじやないか、こういった考へ方であるのであります。先ほど来主食のブル操作がどういふ理由ででき

なかつたかという点について、まだはつきりした御答を得られませんでした。独禁法あるいは団体法に抵觸するといふ理由でなしに、食糧特別会計でもできるのだといふ理由なのかどうか。あるいは独禁法、団体法に抵觸するから、それは認められないといふことになつたのかどうか、その点をはつきり御説明願ひたいと思ひます。

○前谷政府委員 説明が不十分であつたと思ひますが、当初は先ほど申したように、事業者団体法の例外によるブルといふことでもつて、いろいろ交渉したわけでございます。その例外といたしましては、事業者団体法において行ひます場合に、強制加入という制度がとれまふもので、強制加入がないとブルといふものは成立し得ない。非常に有利な地域に安い運賃で地盤ができまふところは、そのブルから除外する、そして高いところの者だけがブルに参加するといふことになりました。運賃ブルは成立しませんが、全部の人がやはりそのブルの中に参加する、そのためには強制加入でもつて折衝いたしたわけでありまふ。その結果その点が事業者団体法に觸れる、こういった建前で事業者団体法の關係上、自主的な運賃ブルがでない。そして法律的には強制加入の点でございまして、かような事情でございまして。

○多田委員 これ以上は農林省にお聞きしなければならぬが、私どもがこの問題で折衝したときには、どうしても民間団体にブル操作をさせなければ、主食の配給統制ができないといふことであれば、十分検討して行

こうということを聞いておるのであります。そういった面から、食糧特別会計でやり得るのだというような考え方が主となつて、民間のプール機関は認められなかつたのではないかと、いうように考へておるのでございますが、それはまあいづれかの機会に農林当局に伺うことにいたしましたと思ひます。

その次に統制に対する政府の考へ方、これはただいま政務次官から、大體の考へ方についてはお聞きしたのであります。自主的統制が非常に困難だということになりました後において、統制方式を、やはり同じような形において、政府統制の方式を強力に推進するということに考へておるのかどうか、それと今一つは、統制の範圍をどの程度に考へておるのか、たとえば輸入の見通しが非常に困難だというやうな物資、あるいは大部分輸入しなればならないやうな物資、寡少物資については、今後さういつた事態が生じた場合には、統制を拡大して行く方針であるかどうか、あるいはさういつた物資についても、なるべく統制を拡大せずして、できるだけ統制を圧縮して行く、それと同時に今度の改正法案でできますところの審議会におきまして、現在統制の範圍になつております物資等について、この審議会があらためて検討した上で方針をきめるという考へ方が、あるいは現在統制されておることについては、審議会はタツチせずして、新しい事態に対して審議会が活動するといふやうなことになるのかどうか、その点について御説明願ひたい。

る諸条件の一番下のところで切られる。従つて経済能力に非常に影響がある、害があるという意味で、もちろん統制はなるべくやみませんように努力はいたします。そして本筋としましては、さういふ末端的な、でき上つたものに手を加えるやうな方法でなしに、生産を増強できるように、あるいは流通が円滑に行くやうな基本的な政策に対して効力をいたして参りますことが第一義であります。しかしそれだけで効果の及びませんやうな場合には、間接的な統制、たとえばこれも大きな意味から言ひますれば、予算の構成もすなわち経済に対する一つの統制の、調整の流れになるわけでありまして、外貨だとかあるいは金融だとかいふやうな面で、統制というよりも必要な面を伸ばして行くやうな、多少遠いのある、重点的な扱いをして行く、なおそれで足りませんやうな場合、ごく少数の部面につきましては、統制を直接政府の手でやりますが、そのやります場合においても、今度の改正案で御審議願つておりますやうに、審議会を活用して、民間の意見を十分反映して、一方的な政府だけの考へ方で統制しないという方針をとつて参りたいのであります。さういふ意味でありますから、私どもは最初に自治統制を考へましたときの精神と、今考へておりますやり方とは違つていないと申し上げておきたいと思ひます。申し落しました、審議会はこの物資調整法に伴つた審議会でありまして、新しい統制をふやします場合において、御審議願ひますことはもちろん、またはずす場合におきまして、また既存のものに対しては、当然御相談願ひことになるだらうと思ひます。

○多田委員 最近の新聞によりますと、石油統制の権限が日本政府に委譲されたという報道がございますが、この点についてその内容を御説明願ひたいと思ひます。

○前谷政府委員 石油につきましては、現在指定生産資材として配給いたしております。これが従来の臨時物資需給調整法によつて行つておりました、従来石油の輸入につきましては、大部分がガリオアの輸入であつたわけでありまして、それで一部につきましてある程度の民間貿易というものが行われておつたわけでありまして、この民間貿易の制度をさらに拡充いたして参りたい、さういふ線におきまして折衝をいたしておつたわけでありまして、この点はまだはつきり民間貿易に完全に参入するといふことにはなつておりませんが、この範圍がだんだん拡大して参るという方向に向つておるわけでありまして、

○多田委員 現在物資調法によつて統制されております物資の中で、近い将来に廃止してもさしつかえないといふやうな物資を考へておられるかどうか、その点をお聞きいたします。

○前谷政府委員 ただいまお手元にお配りいたしてございますやうに、現在大品目におきましては、十種類ほどのものを指定生産資材として統制いたしております。それがその後の需給状況によりまして、この中から現在硫化鉄、硫黄、硫酸、カーボンブラック、新聞巻取紙、印刷三十五号及び三十六号、教科書用紙、サルファイト・パルプ、ソーダ・パルプ、この九品目につきまして、目下これは統制を撤廃する

時期に達しておるといふやうに判断いたしまして、その点につきまして関係方面と折衝中でございます。そのうち数品目は、相当近い将来に決定になるだらうと考へております。

○多田委員 たとえばただいま申されました九品目の中で、紙につきましては相当程度最近値上りしておるといふやうに聞いております。統制撤廃をして、しかも需給上不足を生ずるといふやうなおそれがないかどうか、その見通しをお伺ひいたします。

○前谷政府委員 紙につきましては、全体の需給の問題からいたしますと、緩和いたしておると存じますが、たださういふやうに統制をいたして参ります印刷三十五号とか三十六号といふやうなものは、いろ／＼な關係で生産が多少落ちておるといふことと、輸出が急激に進んで参りました。この二点で、紙の中でも二、三の品種につきましては、需給の逼迫を来しそうなおそれがあるわけでございます。これにつきましては、統制を撤廃することによりまして、その品種間のアンバランスが均衡がとれまして、その需給の逼迫のおそれのあるものにつきましては、相当の生産増加によりまして需給が緩和するといふ点と、必要な場合には輸出の面におきまして、これが抑制措置をとりたい、この両方の方法によりまして、十分需給の均衡がとり得ると私ども考へております。

○多田委員 統制を撤廃した場合に、価格統制も廃止するお考えですか。

○前谷政府委員 御説の通りに価格統制も同時に撤廃いたします。

○多田委員 価格統制を撤廃した場合、たとえば新聞用巻取紙の価格統制

をはずしたといふやうな場合に、新聞紙の価格もはずすといふやうなところまで考へられておられるかどうか。

○渡邊(逸)政府委員 新聞販売料金に対する御質問かと思ひますが、その場合購読料金の方もはずすつもりでおります。

○多田委員 それは物資調法と関連があると思ひます。物資統制令での価格統制について、やはり物資調法と同じやうに、民間の意見を十分聞くための審議会といつたやうな制度をつくる考へはないかどうか、その点をお聞きいたします。

○小島政府委員 これは違つた法律で出ておりますので、今のところそれを準備いたして参りませんが、必要な段階が参りました場合、あるいはまたさういふことがこの経験によつて生じたという場合には、考へるやうにいたしたいと思ひます。

○多田委員 物資調法で物を統制するたに、一般の民間の意見を聞くおそれといふ一つの大きな進歩を考へておるやうでありますから、価格統制の面について、やはり民間の意見を十分に聞くための一つの機關をつくることとが至当ではないかといふやうに考へておりますが、価格統制は政令で出ておるはずでございますので、政令を改正するといふやうなお考へといふよりも、さういつた線までひとつ御検討いたされたと思ひます。

○多田委員 これは物資調法の運用の面といひますが、物資調法に基いて発せられるいろ／＼な規則、命令等に關係があると思ひますが、最近物資の配給機關をつくるために登録制度をとつておられます。ところがこの登録制度は非

ありますが、やはり一番近道だと考えておる次第であります。

○勝間田委員 なか／＼政務次官は頭がいいので、どうも言葉をごまかされるようであります。資本蓄積が足りないからというのを、あなたは前提にされるわけですが、足りないから国家資本の形で、資本を蓄積するにしても、それでは見返り資金その他のものが足りないで、どうしても民間資本の蓄積に依存しなければならぬことになつて来る、その金額は安本でも約六千億と計算しておると思う。それは蓄積できるとしたところで、一体それをどうして税収入の上に乘せて、必要な、たとえばあなたの計画されておる船舶であるとかあるいは電力開発であるとか、あるいは国内の食糧の増産の問題であるとか、いろいろの問題があるわけですが、民間資本としての蓄積資本を適當なところにどう動員することができるか。それは少いから問題になるであつて、少いから今は段階が違ふのだという御説明は、自己否定の御説明なので、少いからそれをどういふに動員して行くかということ、私はお尋ねするわけでありませう。

○小室政府委員 少いものを動員する方法も、もちろん問題であります。私の申し上げたのは、少いものをふやす方法としては、自由企業がいいのだと申し上げたのであります。なお少いものを動員する方法といたしましては、これは根本のプリンシプルとして、やはり抱合せの融資を考えた方がいいと考へます。それが具体的な資金の面で呼び水にもなりますし、またそういう線に沿つて金融的な行政指導といひますか、そういう方向で持つて

参る。これをあなたのお考えでは、きつとまた臨時資金調整法みたいなものをお考えかと思ひますが、そういうふうなことが、いろいろの意味で弊害の多いというのを、私もはすでに体験として承知して参つておるのであります。實際上の考え方から、政府資金との抱合せとして、そういう線に沿つての行政指導で持つて参りたいと考えております。

○勝間田委員 その場合にあなたの方では、二重生産とか、迂回生産のロスを考えていますか。

○小室政府委員 それはあなたの方の御議論でよく出て来る問題であります。二重生産、迂回生産のロスと、それから統制をやることによつての最小の条件で経済の能率を切られる点と、どつちが大きい。私もは評價の上において、多少の二重生産、迂回生産はありまして、統制によつて一番悪い条件で経済の能率を切られる点よりも、むしろまだという結論で、これをやつておるのであります。

○勝間田委員 並行線になりますので、大体この辺でやめておきますが、しかしそれにしてもあなたの方の価格政策というものを考えてみると、ほとんど価格が維持できない。価格政策が失敗したという理由で、統制が撤廃されておるように思ふ。国民生活なり、あるいは生産なりに影響がなくなつたから統制を撤廃するのではなくて、価格政策が維持できなくなつたといふので、統制撤廃になるのではありませんか。

○小室政府委員 大分頭のいい御質問であります。私もは価格政策に失敗したからというふうな迷腰でやつて

おるのではありませう。逆に自由になつた方が、自由価格が自然的な調整をいたします。自由価格というものの長所は、価格によつて需給の調節もするわけでありまして、また自由になつてくことによつて生産の規模が拡大する。そうしますと、末端の花をいじるのではなく、幹をいじるといふふうな考え方になる面もあつたので、これを考えておるのであります。従つて私もは、消極的な迷腰でやつておるのではありませう。こういう方法に

を考へておるわけでありませう。

○勝間田委員 価格政策はこれからどうやつていらつしやいますか。

○小室政府委員 経済の方式を統制経済でやろうと、あるいは自由経済でやろうと、國際經濟になつた今日、封鎖經濟でありませう今日、海外の物価事情の反映を遮断する方法はあるまいと思ひます。もし海外の物価事情を遮断するのでありますれば、これは為替の切上げをやるか、あるいはもう一ばんきつし税金でもつて押える以外には、方法はないのではないかと思ひます。従ひまして私もはの考え方として、

これは、國際物価を正常に反映した段階における物価の動きといふものは、これはどうがござりまするもので、防げるものではないと考へるものであります。しかし今日の日本の物価の状態を考へますと、そういう正常な國際物価の反映以外に、日本經濟の特殊な弱みでもつて、物価高がプラス・エツキスになつておるような感じがいたしますが、あるいは船の問題にいたしまして、あるいは産業の合理化の遅れておる間

題にいたしまして、そういう面でもつて、國際物価の正常な反映以外に高くなつておるような面があると思ひます。ことにまた再統制云々に対する懸念もありませう。これは物価高よりも、統制によつての入手が困難になるといつた見通しで、多少思惑買ひも加わつておる感じがいたしますので、そういうふうな、正常な國際物価の反映以外の面を除去することに、まず努力してゐるつもりであります。正常な國際物価の反映としての日本の物価が実現する段階になりましたときは、やはり資金あるいは主食に關するものに關しましては、補給金は若干考へて行かなければならぬのではないかと、これはまだ研究中の課題であります。大体そういう方向で、主食、資金といふものに對する生活安定の重点だけは、考へて行かなければならぬのではないかと、いふふうに考へております。

○勝間田委員 政務次官はなか／＼重大な発言をしておるのであります。外國の貿易インフレに對する処置として、あなたは為替の切上げが増税を考へざるを得ないと、二つの点を言われておる。二つしかないという言葉を使われたが、どつちをやりませうか。

○小室政府委員 あなたは國際物価の反映をテクニクする方法、おそらくその点をおつしやりたかつたと思ひますが、先まわりをして申し上げたのであります。今の点私どもは、そういう二つの問題とも、全然考へておりませう。理論の上で考へれば、そういう考へ方であるが、われ／＼の經濟に對する考へ方からいふと、その二つの問題とも、今の段階、今の条件で絶対にすべきじやないという考へ方でありませう。

○勝間田委員 政府の政策を見ておりますと、さつき政府委員の説明によりますと、紙その他の統制を撤廃されるようでありませう。同時に価格政策も撤廃されるようでありませう。一体そういうのは、需給のバランスがよくとれておるから撤廃するのですか、あるいは生活に影響がないから撤廃されるのでありませうか、この点をはつきり聞かしていただきたい。

○小室政府委員 二つの御指摘のような点を考慮して統制を撤廃して参ります。しかしここで申し上げておきたいことは、需給のバランスがとれたから統制を撤廃するといふふうに考へますと、あるいは見方で、統制が徹頭徹尾とれないかもしれませう。私もは統制をとることによつて需給が改善されるという面を考へておるのであります。よく普通統制經濟を主張なさる方々は、単に固的な生産量といふことを考へて、分配の問題というやうなことを議論なさいます。私もは統制を解くことによつて生産量がふえる。先ほどの紙の問題でも申し上げておりましたが、実はマル公で紙にクラスがついておりました。そのクラスのついたことによつて、かえつてへんは紙の値上りを、部分的に來しておるのであります。もしそういうものをとりま

す。

○勝間田委員 政府の政策を見ておりますと、さつき政府委員の説明によりますと、紙その他の統制を撤廃されるようでありませう。同時に価格政策も撤廃されるようでありませう。一体そういうのは、需給のバランスがよくとれておるから撤廃するのですか、あるいは生活に影響がないから撤廃されるのでありませうか、この点をはつきり聞かしていただきたい。

○小室政府委員 二つの御指摘のような点を考慮して統制を撤廃して参ります。しかしここで申し上げておきたいことは、需給のバランスがとれたから統制を撤廃するといふふうに考へますと、あるいは見方で、統制が徹頭徹尾とれないかもしれませう。私もは統制をとることによつて需給が改善されるという面を考へておるのであります。よく普通統制經濟を主張なさる方々は、単に固的な生産量といふことを考へて、分配の問題というやうなことを議論なさいます。私もは統制を解くことによつて生産量がふえる。先ほどの紙の問題でも申し上げておりましたが、実はマル公で紙にクラスがついておりました。そのクラスのついたことによつて、かえつてへんは紙の値上りを、部分的に來しておるのであります。もしそういうものをとりま

と、おのずから彼此融通し合ひまして、自然の價格において特に高いものが下るといふことにもなります。要するにこの不自然なせきを設けておきま

すことは、かえつて流通なり、生産に阻害になるという意味におきまして、実は統制を解くといふことを考へておるのでありまして、需給が完全に調和

す。

がとれたからとというよりも、とることによつて需給が改善されるという面を考へておるのであります。

○勝間田委員 それならお尋ねいたしますが、最近パルプ資源、森林資源が不足の状態にある。そこで政府は、こ

こにも書いてある通り、森林法の改正によつて、木材関係の統制なり、資源の確保をやつて行きたいといわれておる。そういう条件が一方にできておつて、それを加工しておるところの紙製品に對しては統制を撤廃する。これは論理的にどういふふうに統一がとれておるのか。

○小室政府委員 パルプにレーヨン・パルプとサルファイト・パルプがあつて、片一方に統制があり、片一方に統制がないというやうな不均衡を直すという意味もあります。そういう点からバランスをとるといふ考え方でやつておりますし、また森林資源の問題をいろいろ言われましたが、むしろマル公をとることによりまして、レーヨン・パルプ、サルファイト・パルプ間の相互的流用あるいは融通というやうなことも期し得られる、さういふ考へておるのであります。

○勝間田委員 いわゆるパルプ間において均衡をとるといふことは必要かもしれないが、しかしそれ自身が不足しており、木材原料も不足してあるから、その中の不均衡というものは別にいたしまして、実は統制を撤廃することによつて、不均衡がなくなるということは考へられない。根本的にはそれ自身が不足しており、現在未曽有の値上りをしておるのであるから、こ

こはやはり統制撤廃論という議論にはならない。むしろあなたの方で

は森林法の改正等を見て、山から加工品に至るまでの一貫した確保をはかつて行こうという考へ方を持つていらつしやるのでしようが、その考へとはどういふ関係になるのか。それは私は矛盾してゐると思ひます。

○小室政府委員 ここでパルプのマル公をとりますと、パルプ会社の生産計画といふものは自由なものになると思ひます。今御指摘のように、森林資源がどうこれに結びつくかといふこともありましよう。たとえばパルプは従来針葉樹が中心になつておりましたが、闊葉樹をパルプにするという方法も、マル公をとることによつて研究が進められるはずであります。また企業がその面で実際に進めておるはずであります。なるほどどくつの上から行くと、森林資源がきつうくつだといわれておるときに、解くのはどうかといふ話もありましようが、解くことによつて創意と工夫を、お役人の頭では実は考へる及ばない点が民間企業の中に生れて来る、さういふ形にして、なおかつ総合的な森林資源に對する対策といふものを考へて行きたい。こ

こいう意味で統制撤廃を考へておるのであります。

○勝間田委員 それなら森林資源の確保といふことはどう考へておりますか。これには説明されておられませんので……

○小室政府委員 これは御承知のように、森林資源といふものは一朝一夕にできるものではありません。要は現存する森林資源をどう合理的に調整して行くか、私どもはその一環といたしまして、今度の公共事業でも、奥地林道の開発に重点を置いております。同じ林道でも、奥地林道にいたします

と、成長の古い木が切られるわけでありまして、先山で十本切ることでより、奥山一本で足りる場合もありましよう。奥山の資源を上手に切らないと枯損木になりまして、これが災害のために害をしたり、また森林の正常な成長を妨げておるのであります。私どもはさういふ点で公共事業費におきまして、奥地林道の開発を通じて、森林資源の育成を取上げるつもりであります。

○勝間田委員 それはもう戦争前からやられておる問題で、奥地林道をどう開発するかといふことは、今あらためて問題にするべきものではない。今あらためて問題にするべきものは、森林の育成であるとか、これの伐採計画であるとか、それから出て来る需要とか、それらを一貫して確保しながら、その原料も同時に確保して行くという形をとつて行くのが、ほんとうの筋であつて、その一環として奥地の未開発資源を開発するといふことが、当然考へられることであつて、奥地の木を切ればいいという段階でないで、少しその点は違ふのじやないかと思ひます。

○小室政府委員 あなたは古い問題と言われますが、実は行政上それは効果を上げておると思ひません。いくらかテーマになりましたが、昔の企画院のやうに、題目ばかり並べて実施することとがなければ何にもなりません。その点私どもの内閣は重点的にやつておりますし、今御指摘のように、総合的にやることは忘れてないつもりであります。

○勝間田委員 森林政策は最も古い問題で、日本の問題はこ

うだけでなくて、日本の全資源をどう拡充して行くかといふことが問題なんです。奥地の木を切る問題ではない。そこで私は山から麓までの一貫した確保の方策を、どうとるのかといふことを聞きたいのであります。

○小室政府委員 いろいろ御質問していただいておりますが、実は私どもは総合官庁ですから、詳細の点は林野庁からお聞きくださることを希望いたします。ただ私どもは総合的に開発の問題を考へておりました、総合開発といふことを特に公共事業で取上げておりますのも、今御指摘のように、総合的な森林資源の開発といふことを含めて、考へておることを申し上げておきたいと思ひます。

○勝間田委員 これ以上申し上げることはやめまして、今度は食糧と肥料の問題を総合的にお尋ねいたします。肥料の問題で、硫酸肥料の統制撤廃をやられて、最近是非常に不足し、アンバランスが出て参つております。あとと

ころでは買ひだめが行われておる。實際生産の数量の上から言へば、正常に行きわたるべきものと思ふ。しかし現在の状態では、遺憾ながら肥料の不足といふことは、去年の暮れから春にかけて非常なものである。さういふ事態を現出して、最近では御承知のやうに、硫酸一俵当り、大体工場では現地のレール渡しで、おそく七百四、五十円になつておる。こ

聞えるが、實際はきわめて不合理な政策をとつておると思ふのですが、まず第一に伺ひたいことは、肥料をこのままにしておくかどうかといふことです。

○小室政府委員 御指摘のやうな状態は、統制をほどこして自由にした一つの過渡期であり、それに加えて、再統制、輸入原料、電力の問題をにらみ合せた思ひの点が加わつておると思ひます。政府が既定方針通り進みますれば、時日を経るに従つてだん／＼御修正願へると思ひます。さういふ意味で、私どもの肥料に對する考へ方を特別改めて行く考へはありません。硫酸に關しましては、従来の方針をかえ

ずに参るつもりであります。

○勝間田委員 米価の決定に對して、これほどの硫酸の価格を見込んでおられますか。

○小室政府委員 米の値段はパリテ

おるであります。それと関連するわけでありまして、最近の状況から言うと、いわゆる新特需として民間から民間への注文が、相当殺到するんじゃないかという懸念が持たれておるのであります。政府はどう見ておりますか。

○小室政府委員 あるいはそういうふうなこともあり得るかと思うのであります。しかし私どもはまだ具体的に何も知っておりませんし、またそういう場合には、さきに立てました自立経済計画の総合関係を乱したくないという建前で、お話がありました場合には、受取らぬつもりであります。

○勝間田委員 特に内需の確保という点が、そういう事態が起きた場合に非常に重要になって来ると思うのであります。これが、これに対する考え方はございましょうか。

○小室政府委員 まことに同感でありまして、私が自立経済計画に照して申し上げましたのは、この自立経済計画は、国際收支のバランスと、同時に生活水準の引上げをねらつております。その線を乱しますと、逆にまた協力しなければなりません場合でも、協力の力がそがれると思ひます。この点はどうか皆さんからお知恵を拝借いたしまして、どこまでも内需を確保し、生活の水準を引上げる。またあらから協力力を依頼されて、その協力力が日本の経済にプラスされますならば、どうしても生活の水準の引上げに持つて参りたい。抽象的ではあります。が、こういうふうな考へております。

○勝間田委員 それから結局今度の物調法の一部改正によりますと、特に不足する物資ということになって、それ

以外のものは除外される形になります。が、実際上の品目なり、また統制の仕方なりに、具体的にどう影響して参りますか。その点を承りたいと思ひます。

○小室政府委員 特に不足する物資というものは、實際上そういう観点でやらなければならぬものの、むしろ表現として漏れておつたというふうな、字句の意味で御解釈願つたらいいと思ひます。事実私どもは、物資供給調整法の精神も、大体そういう特に不足した物資、もつともの中には、いろいろ関係方面との折衝でも出たのであります。現実だけでなしに、見通しまでも含んで、特に不足するものという考へを含んでおりまして、従つてそのために今日やつておりますものがすぐかわるということもありませんし、また物資供給調整法の根本の精神がかわるようには考へておりません。

○勝間田委員 それから最後に一つお聞きしたいと思ひます。審議会ができてから、その組織運営は政令にゆだねることになっておりますが、これはどういう見込みで今計画されておりますか。その点をお尋ねいたします。

○小室政府委員 この委員会というものが、つぎまきましては、いろいろ御意見があらまじつて、むしろ委員会がだんだん減らした方がいじやないかという御意見もありました。先ほど他の委員の質問にお答え申し上げましたように、政府だけの考へ方ではあるが、民間の御意見、あるいは達識者の御意見を十分反映させるようにということ考へたのであります。なるべく立場にこだわらずに、広く日本経済全体のことをお考へ願えるような立場の

方々に参加していただきまして、御意見を聞かしていただく。たとえばこのものを統制するかしないか、あるいはその統制する程度を、価格をやるのか、あるいは割当をやるのか、そういうようなことでも、一々御意見を伺つてやるようにしたいと思つております。

○勝間田委員 物の統制をやつて行く機関が、これは諮問機関のようではありますけれども、私はこういう責任の所在の明白でないものが、特に買いため等々の問題、あるいはいろいろ不利害関係の幅渡する問題に、宙ぶらりんで参加することのよしあしというところは、私は重大な問題だと思ひます。もしそういう民間の知識をほんとうに動員するということならば、りっぱに役人にして、そして責任を負つた形で、しかも秘密を守り、また自分の経営する会社や何かに系累がないようにしてやつて行くべきだと私は思ひます。だから審議会をつくるということが、いかにいいようにして、実態上は非常に悪い。これは単なる形式上の審議会にすぎない。これは来るのであります。これは非常にぐあいの悪い組織だと思ひます。ここをどうされまうか、お尋ねしたいと思ひます。

○小室政府委員 御指摘のような点は、私どもも実は十分気がつけるつもりであります。従つておのずから人に重点を置いて、その人の人柄、あるいはその人の立場等は、十分考慮しなければならぬと思ひます。しかし責任はどこまでも政府が負うのであります。従つて参加していただきます方には、信頼のできる、ほんとうに政府

の立場と一緒になつて、公平に物を考へてくださるような人、こういうことでは人選については十分注意をして参りたいと思つております。

○勝間田委員 それはかなり封建的ですよ。人の人選に注意すればそれで済むというの、昔からの官僚的な考へ方である。組織上そうなつて行かないればその弊害というものは除去できない。だから私は、たとえばアメリカならアメリカで、コミッティーがそのまゝ実行機関になるということは、これはたしかに民間の知識を動員できても、責任を持つてやるということになり、弊害も少いと思ひます。日本で常にそういうことをやります。結局その結果はよくない。これは今までの繰返された問題であると思ひます。それをまたここに持つて来て、いかに民間の知識を導入するといふような形式をとつて来て、人をこまかすような政策はよくない。またそれではほんとうの仕事はできない。私はこれは形式だと思ひます。これは形式だと思ひます。え直す意思はございませんか。

○小室政府委員 せつかくの御指摘であります。かえる意思はあります。ただ過去の経験も十分あります。慎重を期しまして、事実において今御指摘になつたようなものが除かれた、いい委員会だとはおほめ願えるような運営だけは努力するつもりであります。

○竹山委員 私は今の問題に関連はあつて、多少離れた一つの例について伺つてみたいと思ひます。それはきょうちようど物価と産業関係の諸君が見えておりますから……最近農業関係で、小さいようです

が、非常に問題になつておるのは硫黄であります。硫黄は日本には幾らでもあるように、国民的にはわれわれ常識として考へておつたが、非常に足りない。アメリカからももちろん入る見込みはない。そこでバルブその他に非常に確保されて、一番その被害を受けているのは農業であります。今三千トンの硫黄を必要とするにもかかわらず、これが半分程度しか確保されないという結果、農村は非常に迷惑に、農業生産資材の問題に、政府が非常に冷淡である一つの現われであります。農林省のごときは無力の結果、なすすべも知らない。従つて私は安本に期待するから今日伺うわけでありまして、これを確保する点について、政府は一体どういふことをやつておられるか。聞くところによれば、これは統制をはずし、価格をはずす中に考へられておる一つと想像しますが、それをやるのかやらないのか。やつた場合においては、農業にはこれは行きつこばない。多少の増産は期待されても、バルブの方は、これは原料の比率からいへば、きわめて微々たるものであるから、今日の公定価格に対して輸入もまたやみ、ほとんど倍であります。そういう事実から推して、これは必ずバルブに集中して、農業の方は確保できつたないではないか。こういう点で価格及び統制撤廃をしようとする安本の計画、あるいは物価庁の計画によつて、こういう危険にさらされる硫黄の問題について、どういふふうにお考へになつておるか、どういふ計画を持つておられるか、これをまず伺いたいのではあります。

○小室政府委員 私から概略申し上げまして、両事務担当者から説明していただきます。御指摘のように硫黄の統制をはずす計画を進めております。今までの歴史を見ても、日本は硫黄の輸出国になつておつたために、割合に多かつたのだと思ひますが、ただこの硫黄がマル公のために非常に生産を制限されておる様に思ひます。といひますのは、硫黄の企業形態が、非常に個人的な色彩の強いものでありまして、むしろ原始的な形でやつておりますのであります。生産のコストがかかるようでありまして、これをマル公で切つておられますから、近代的企业でやつておられます面だけが、実は生産をやつておられて、その他の面は生産から脱落しておる様に思ひます。そういう意味で硫黄の統制をはずしますと、よほどこれがふえて来る。またふえる実際の地力というものはあるのだと考えております。そのふえたあと、たとえば農業に対する確保策はどうするかという御質問であります。この点については政府は目下研究中でありまして、いつも御熱心に御指導いただいております。越前に沿うように、努力いたすつもりであります。

○渡邊(通)政府委員 ただいま政務次官の御答弁の通り、現在の硫黄の生産が、価格の統制によつて押えられておる点も見受けられますので、これの統制を廃止して、増産に資したいと考えております。ただこの場合統制を完全に撤廃するか、あるいは一時マル公の適用を停止するかという問題があります。増産の割合と価格の騰貴の割合とをならみ合せて、非常に騰貴すれば、いつでもマル公が復活できるような形で、統制を停止してはどうか、そういう点を目下研究中であります。

○竹山委員 小室さんの御答弁は満足するのですが、その中身の問題について、今の御答弁では、やつて見て高くなりそうなら押えるというのですが、われわれの聞くところによれば、マル公が今日の輸入価格の半分であるといふことが、現実には生産を阻害しておることもよくわかるのですが、その道にはずせば倍にすぐ上るといふことも、これは否定できない。幾らでもあるように言われるが、はずしたから即日生産が倍加するとも、技術的に考えられないというのが、業界や専門家の見るところであつて、そうしうとの考えのように行くものではない。従つて必ず価格が倍に上る——倍とさつちりには言えないが、上ることは必然、ことに輸入の国際的な価格が高いのだから、上ることは明瞭なんです。そうなるのとそれにつれて農業も倍にしなればならないという事になります。が、そういう政策で価格をやつて行くつもりであるか伺ひたい。

○渡邊(通)政府委員 増産されますと、需給の關係でただちに国際価格まで上るとは私は考えておらないのであります。われわれ少しでも上つたら、すぐまたマル公を復活するとも考えてはいないのであります。そこは生産の増加の状況、硫黄の価格の上り方並びに国際価格との関連において、國民經濟に最も効果的な点を考えまして、なるべくならばマル公の停止をして、そうして一定段階に來て、國民經濟上安心ができるという段階に至つたら、これを完全に廃止するというふうに考えております。

○竹山委員 一向にわからないのですが、一体それによつて農業その他の製品の価格が上るといふことは認められるのですか。

○渡邊(通)政府委員 製造原価が上つたために製品の価格が上るといふことは認めるつもりであります。

○竹山委員 それによつて数量はどういう手で確保できますか。

○前谷政府委員 現在硫黄につきましては、大体十万吨ちよつとの生産かと思ひます。これを今申しましたように統制を撤廃することになりますと、非常に低位に置かれた鉱山が増産することになりますので、大体明年度においては、十五万吨程度の生産が予想されます。従ひまして農業につきましては、現在三三三三程度のものが、さらにそれ以上の供給が可能だろうと考えております。

○竹山委員 可能だろうといふことであつて、これは一つも政府には払える力はない。だからバルブの方が非常に有利ならば、現在においてもバルブは要求量の七割くらいしか行つていない。だから十五万吨くらいになつたからといつて、それがほとんどバルブに行つても余るものではない。従つて農業は、わずかなではあるけれども、硫黄そのものが原料の全部なんです。そういう結果、これは原料が上つただけ製品の価格が上つて行く。その反面には実際に農村の農業を倍には上げられない。従つて原料の価格が上つたならば、農業の方に硫黄は流れはしない。ただ価格をはずしたならば、無制限に増産ができて行くだろうといふよううな、そんなに經濟人が甘く考えているかどうか。必要量しか掘りはしない。

自分では値段が半分に落ちるようになり、握るばかりではないのでありますから、そういう考え方で政府はこれを確保できるとお考えになつておられるかどうか。もう少し親切に、こういう手も打つつもりだといふお考えがあるのかどうか、それを最後に伺つておきます。

○前谷政府委員 現在の需給力から申しますと、もちろん人絹、バルブ等の需要量も見込んで、十五万吨あれば十分需給のバランスがとれる、こういう見解を持つております。しかしながら今のお話のように、もし農業等の用途にまわらなかつた場合どうするかと申しますと、現在統制をいたしてありますけれども、お話のような点は、統制の場合においても起り得るのでございまして、その場合には、政府の行政指導によつて、現実には確保する努力をしておりますので、もちろん統制が撤廃になりまして増産になれば、そういう努力をしなくても行くのではないかと考えられますが、行かない場合におきましては、農業の点につきましては、もちろん重要なことと考へますので、行政指導によつて確保する道について、十分努力をいたして参りました。かように考えております。

○竹山委員 きようはこの程度で打ち切りますが、どうも非常に不安心であります。どうかこの点については、政務次官においてもあとでまた大騒ぎにならないように御用意を願ひたいと思ひます。

○志田委員 ちようどいいところに來ましたからこの機会にお尋ね申し上げますが、この供給に不足する物の中に、石油と原油の問題があると思ひます。それに対して安本ではどういふように

考へておるか、ひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○前谷政府委員 御承知のように石油類につきましては、需要に對しまして六割から七割程度の供給しかございせん。石油類につきましては、御承知のように、ほとんど海外に依存いたしておりますので、まず第一段といたしましては、輸入の増加に努力するわけでございますが、これにつきましては現在石油類はガリオア輸入になつております。これをできる限り民間輸入に切りかへまして、そうして量の増加をはかりたい、それに必要な外貨につきましても、十分考へて参りたい。同時に原油につきましては、現在三三三三に原油が精製の限度になつておりますが、この拡張をはかつて参りたいといふふうに考へております。

○志田委員 今外国から原油を入れるというお話でありましたが、国内原油の価格調整が廃止されて以來、外国の原油が運賃込みで、一キロ八百八十円ですか、何かになつておりました。国内原油が非常に圧迫されておる。こういうことに対しては、どういふようなお考え方を持つておりますか。

○前谷政府委員 国内原理につきましては、現在外国の原油がレートの關係で上つて参つておりますので、従来のように国内原油が外国製品によつて圧迫されるという事は、現状で参りますと、外国原油の単価の値上りにより、外国原油の方がむしろ高目になりはしないか、こういうふうに考へております。

○志田委員 高目になつた場合どうするかといふことを聞いておるのです。

高目になるのじやないかということだ
けでは困る。高目になつた場合に、こ
れに對してどういふに調整をする
考へなのか、それをお尋ねするので
す。

○前谷政府委員 お答えいたします。
現在そういうふうな外国の原油が高
なつておりますので、それとの調整の
もとに国内産原油の価格の改訂を考
へております。

○志田委員 価格の改訂はいつごろお
やりになりますか。

○渡邊(通)政府委員 これは目下関係
方面と折衝中にごさいます。折衝が
済み次第実施したい、かように考
へております。大体外国から輸入の石
油につきましては、四月分から新しい
価格を適用することになるのではない
かと思つております。

○志田委員 一体日本の原油の採掘量
はどのくらいに見えておりますか。

○前谷政府委員 現在三十三万キロリ
ットルと見ております。

○志田委員 そこでちよつと尋ねし
たいのですが、今政府では石油の採
掘費に對して補助を出しておると思
うのです。それで帝國石油に對してど
のくらいの補助を出してあるか、ひと
つお知らせ願ひたい。見返り資金を含
めて、見返り資金その他どのくらい
の採掘費を出してありますか。

○前谷政府委員 ちよつと手元に資料
がございませんで、あとで調べて申
し上げます。

○志田委員 採掘費には相當な額が出
ておると思うのですが、今資料
が手元にならぬのであれば、あとでお
調べ願つてお知らせ願ひたいと思つて
います。最近聞くと、北海

道の帝國石油の天塩の油田が、全然出
ないといふことがわかつておる。あれ
は戦争中から今日まで補助しておる。
これに對して私たちの記憶によりまし
ければ、三十億くらいの金が出ておると
思ふのですが、もし石油が全然一滴も
出ないといふことがわかつてした場合に
おいては、あれは返さなければならぬ金
であると思ふが、その点はどうです
か。

○前谷政府委員 その点は具体的に実
は通産省で直接やつておりますので、
安本としてはちよつとわかりかねま
す。その点は通産省の方からお聞き願
ひたいと思ひます。

○志田委員 それは通産省でやつてお
るけれども、日本の原油の採掘量につ
いては、あなたの方で押えておかなけ
ればならぬと思ふ。そういう天塩の油
田から出る量に對して、あなた方は計
算したことがあるかどうか、それをひ
とつと尋ねたい。

○前谷政府委員 もちろん国内生産に
つきましては、各山別に検討いたして
おりますが、天塩の場合にどの程度に
見たかといふことは、ただいま手元に
資料がございませんで、後刻さらに
調べて御報告申し上げます。

○志田委員 今あなたは三十三万キロ
リットルと言われたけれども、三十二
万の間違ひではないですか。

○前谷政府委員 三十三万キロリット
ルは、二十五年度の見込みを申し上げ
たのです。二十六年度は三十二万キロ
リットル程度に下ります。

○志田委員 そうすると、昨年よりも
日本の原油の採掘量がそれだけ減ると
いふことになるのですが、それに対し
ては、あなたは今減つた分は輸入増加

でまかなうといふ話です。輸入増加を
やるという場合におきまして、運賃込
みで一キロ八百八十円が外国から輸
入されておるようですが、それでは国
内原油が採算がとれない。これによつ
て非常に圧迫を受けるということにな
りますと、国内原油の価格の問題は、
非常に大きな問題になつて来ると思
ふのであります。それを具体的にどうい
うふうに調整するつもりか、それをひ
とつと御説明願ひたい。今GHQと交渉
中だといふが、交渉の内容をひとつと
知らせ願ひたい。そんなことは秘密じ
やないでしよう。

○渡邊(通)政府委員 その方は物価庁
の第三部長が交渉しておりますので、
御要求があれば、後刻第三部長に出席
させまして御回答を申し上げたいと思
ひます。

○志田委員 それはぜひ知らしてもら
いたい。それからこういう問題は、ほ
かの委員会でも出る機会が非常に多い
と思ふのですが、特に臨時物資需給調
整法の改正に關する件が議題になつて
おるのですからお尋ね申し上げるので
すけれども、帝國石油その他に對しま
して、原油の採掘だけやらしてある
が、なぜ製油部門はやらせないのか。
そのために帝國石油あたりは今後非常
に困る。ぜひ製油の部門も許可して
もらいたい。太平洋沿岸における外国石
油の製油だけにどまらず、国内の、
今承れば三十三万キロリットル、二十
六年度においては三十二万キロリット
ルに減るではありませうけれども、
とにかくそれだけの量の原油の製油を
やつておる。そのおそらく八〇%は、
私は帝國石油ではないかと思ふのだ
が、その帝國石油が、原油だけをやつ

ておるのでは、外国石油との競争にお
いて、とうてい問題にならぬ。採算割
れであることが明らかになつておる。
しかも価格調整が停止されるという
状態になつて参りました場合におきま
しては、製油部門をこれに許可してく
れという要望が業者として出るのは、
私は當然ではないかと思ふのでありま
す。そういうことに対して当局のお考
へはどうですか。

○前谷政府委員 お答え申し上げま
す。御承知のように製油につきまして
は、いろいろの制限がございまして、製
油の再開等につきましては、従来から
何回か折衝いたしまして、今日に至つ
ておるわけでありまして、われ／＼とい
たしまして、もちろんその面につきま
しては、できるだけ製油部門の拡充
といふことは考へておりますが、先ほ
ど申し上げましたように、現在三十三
万キロリットルにとどめられており
ます。このわくの拡張等につきまして
も、今後努力いたしたいと思ひます。

従ひましてそういう際には、もちろん
製油部門の拡充として努力いたしたい
と思ひますが、製油部門はなか／＼わ
れわれ日本政府限りで参らない問題に
なつております。さう御了承願ひた
いと思ひます。

○志田委員 製油部門を拡充すること
に最も隘路となつてゐる内容は、どう
いふものでしょうか。

○前谷政府委員 製油部門の限度につ
きましては、極東委員会での一定の限度
が定められておるわけです。そこでこ
の限度をだん／＼拡張するために交渉
して行きたいと思ひます。実はその限
度につきましては、日本政府として
は、自由に限度を拡張するといふわけ

には参らないのであります。

○志田委員 最近司令部の考へ方は非
常にオープンになつて参りまして、そ
ういふ方面に對して、原油の輸入の問
題から、製油の問題につきましても、
日本側これを移譲してもいいとい
う空氣が、非常に濃厚になつておるよ
うに聞いておりますが、あなたの方
では、そういうふうにおとりになつて
おるかどうか、それをひとつと聞きし
たい。

○前谷政府委員 従来の石油の管理に
つきましては、御承知のように相當き
ゆうくつでございまして、たとえは
民間貿易とかいふ面につきましては、
だん／＼緩和されつつある傾向にあ
ろといふことは、われ／＼も看取いた
しております。ただ製油の限度とい
ふことになりまして、東京の司令部だ
けでは決定し得ない問題のように伺つ
ております。もちろん限度の拡張につ
いても、われ／＼は目下司令部を通じて
努力いたしておるわけでありまして、

○志田委員 それでどうですか、私は
やはり關稅等におきましては保護の必
要があるといふことは、国内製油業
者、原油業者を含めて、そういう關稅
保護の点から、何かお考へになつてお
るものがあればお聞きしたい。

○前谷政府委員 關稅につきまして
は、従来もちろん原油は全体の一割に
すぎませんで、しかし海外に依
存するといふことは、できるだけ避け
るという意味において、もちろん保護を
考へて行きたいと思つております。た
だ原料につきましては、今後改訂され
ます価格を考へても、今後レート
の値上りが相當ありますと、むしろ海

外の原油が相当高くなる。原油のみならず、重油等の方面におきましては、相当部分が海外から入つて参りますので、漁業方面等にも非常な影響がございします。この關稅の点につきましては、現在国会で御審議中かと思ひますが、現在ある程度税がかつております。一面におきまして、そういう需要面から、国内の生産に影響を与えないで、しかもさらに關稅をかけることによつて、需要者に対する価格が上るといふ点について、相当いろいろ御要望があるわけでありまして、その点については、目下いろいろ検討いたしておるわけでございします。

○志田委員 いろいろ検討され、いろいろ考えられておることはたいへんけつこうであります。今お願い申し上げた質疑の内容についてお答えをいただけない点につきましては、後刻文書をもつて資料とともにお届け願ひたい。

それから、たとえば今の帝國石油のごとく、相当國家で助成したが出なかつた。出たのはガスばかりであつた。われ／＼は昨年經濟安定委員會といたしまして、私も北海道の現地視察をいたしましたところ、そのとき帝國石油の所長さんは、同行の森山委員の質問に答へまして、この油田は日本で最大の油田である。これはいつでも掘れば出る油田である。従つて政府は貯金をしておるようなものであるといふことを言つた。探査費を補助するといつても、これは貯金しているようなものだ。出れば広大な油田であるから、鉦脈を一度掘りさえすれば、わく果のごとくに油が出て来るといふことを言つておつた。それが一滴も出ない。しか

も莫大な見返り資金並びに國の資金が、これに投入されたといふことになれば、この試験に對して与えた通産當局並びに安本の責任は重大でなければならぬと思ふ。今出ておるのはガスだけしか出ておらぬ。天然ガスの、しかも燃料になるかならぬようなものが出ておる。せめて温度でもついて来れば温泉にでもなるのだがと、付近の人たちは言つておる。われ／＼が暑い最中に山奥まで行つて現地調査をしたときに、そういう傲慢な態度で報告を受けましたのです。そのとき私はその所長に對して、なぜそれでは戦時中の要請のほげしかつたときに掘らなかつたかと言つたときに、その所長はそれに對しては答へなかつた。國の貴重な費用を、出るか出ないかわからないようなそういう油田に、場合によつてはつき込まなければならぬこともあるかもしれせんけれども、油田の探査といふことは、今日では相當科學的な調査のもとにできるはずだ。いわゆる最新の科學をもつて掘つた。築費工事までやつておる。それにもかかわらず一滴の油も出なかつたといふことにつきまして、帝國石油の技術の責任は當然のことであるが、これに國家資本を与えた通産並びに安本の責任は、私は重大だと思ふ。私は、国会内に行政監察の委員會もできておりまして、その委員もしてありますので、これに對する政府の態度によりましては、後日またあらためて委員會をかえて、この問題については検討しなければならぬと思つております。従つて經濟安定本部としては、帝國石油のこのたびの北海道の問題について、十分査察をしていただき

の機關をして、査察をしていただきたい。ただ掘つてみたつて出ない、掘つてしまつてから、金は使つたんだからそれつきりだといふことでは、今後の日本の石油政策のために非常に遺憾であると思ふ。當然國の資本を出して掘れば出るところも他にある。北海道の天塩まで行かなくともあるという場合に、これは政治的の壓力によつて、そういう金が出たやの疑いを持つ人もある。この点についてはひとつ十分査察をしていただいて、本委員會に御報告をうけていただくかどうかをお尋ねいたします。

○前谷政府委員 經濟調査庁とも連絡をとつて、十分調査をいたしまして御報告いたしたいと思ひます。

○國司委員長 他に御質疑がなければ、この際お諮りいたします。經濟調査庁法の一部を改正する法律案は、現在内閣委員會において審議中でありまして、本委員會といたしましては、重要な關連を有する法案でありますので、審議の慎重を期する上から、この際内閣委員會に對して連合審査會開會の申入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○國司委員長 御異議なしと認めます。さようとりはからいます。なお開會日時その他につきましては、内閣委員長と協議の上決定いたすことといたします。

本日はこれにて散會いたします。次會は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時四十二分散會